

# ＜面的地域価値の向上・消費創出事業＞ Q & A

令和 5 年 3 月 6 日時点

## I 補助対象者、補助事業実施場所について

1 本事業における「商店街等」や「商店街等組織」とは

面的地域価値の向上・消費創出事業の交付要綱の第 2 条及び募集要領の P5、6 を参照ください。

2 任意の商店街組織は補助対象者となりますか

法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であっても、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行っており、商店街等において、まちづくりや商業活性化の担い手として活動実績を有している場合は対象となります。

3 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか

令和 4 年度第 2 次補正予算「面的地域価値の向上・消費創出事業（概要資料）」P4【参考】補助対象者を参照ください。

4 民間事業者は単独で申請できますか

民間事業者による単独の申請はできません。

民間事業者が申請する場合は、商店街等組織との連名で申請を御願います。

5 商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も補助対象者となりますか

法人格を有する場合、設立して間もない場合であっても対象となりますが、応募申請時において未設立の場合は対象外となります。

なお、法人格を持たない場合には、原則、応募申請時において、設立（結成）後 1 年以上を経過している、または設立 1 年未満であってもそれと同等の前身組織が存在することが必要です。

6 商店街等を構成する店舗の下限はありますか

原則として 10 店舗以上である必要があります。10 店舗未満の商店街であっても、複数

の商店街で連携することで、10 店舗以上となる場合等は対象となります。

#### 7 共同店舗やテナントビルは補助対象者となりますか

以下を満たす場合には、商店街等組織として対象となります。

- ① 小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっている
- ② 構成する店舗の多くが中小企業者である
- ③ 定款等により代表者の定めがあり、財産等の管理等を適切に行うことができる
- ④ 商業活性化等の担い手としての活動実績がある

ただし、大企業（中小企業等以外の者）が運営するショッピングモール、ホテル等は対象となりません。

なお、商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 8 温泉街や飲食店街は補助対象者となりますか。

以下を満たす場合には、商店街等組織として対象となります。

- ① 小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成している
- ② 構成する店舗の多くが中小企業者である
- ③ 定款等により代表者の定めがあり、財産等の管理等を適切に行うことができる
- ④ 商業活性化等の担い手としての活動実績がある

なお、商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 9 問屋街や市場は補助対象者となりますか

以下を満たす場合には、商店街等組織として対象となります。

- ① 構成する店舗の多くが中小企業者である。
- ② 不特定多数の一般消費者を対象として事業を行っている。
- ③ 開場時間が極めて限定的でないことが明らかである。
- ④ 規約等により代表者の定めがあり、財産等の管理等を適切に行うことができる
- ⑤ 商業活性化等の担い手としての活動実績がある

なお、商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 10 スタンプ会やまちづくり協議会等は補助対象者となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

#### 1 1 商工会、商工会議所は補助対象者となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商業活性化等の担い手としての活動実績があると認められる場合、もしくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として補助対象者となります。

なお、商業活性化等の担い手と認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで補助対象者となります。

#### 1 2 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁 HP でも確認いただくことが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

#### 1 3 経営赤字の商店街組織や民間事業者でも申請できますか

申請は可能ですが、事業遂行能力の観点から審査にて総合的に判断します。

なお、倒産手続きに入っている場合は補助対象者となりません。

#### 1 4 例えば、A 商店街及び B 商店街の 2 者連名で申請を行う場合、事業に係る費用負担を 1 者のみで負担することは可能ですか

事業の実施体制・役割分担等から、費用負担を 1 者のみで行うことが適正であると認め

られる場合には可能です。

#### 1 5 商店街等が事業実施地域に含まれていない事業（商店街等が事業実施地域の外にある場合）も補助の対象となりますか

本事業は、商店街等を核に、面的地域価値の向上と地域の稼ぐ力の向上を図る事業であるため、事業実施地域の中心に商店街等を設定する必要があります。そのため、事業実施地域内に必ず商店街等を入れてください。

#### 1 6 複数の商店街を事業実施地域とすることは可能ですか

本事業は地域価値の向上と地域の稼ぐ力の向上を図る観点から、複数商店街を面として捉える取組や、近隣の観光地等と連携して面を構築する取組等、商店街等を核として事業実施地域を拡張することも可能です。

なお、事業実施地域を広く設定する場合、事業として回遊性を確保しつつ、事業実施地域内の消費拡大が促されることが必要です。

## II 事業計画策定にあたって

### 1 魅力・コンセプトの再定義とは何ですか

来街者のニーズが変化する中、地域ならではの「個性」や「多様性」を伸ばし、地域価値の向上と商店街等の活性化を図るためには、今一度、地域の武器は何かを再考することが重要です。そのため、地域関係者間で改めて地域の魅力や特徴、商店街のコンセプトを整理し、再定義された魅力・コンセプトを軸とした事業計画を策定してください。なお、従前から地域内で位置付けている魅力・コンセプトを否定するものではありません。

例) 地域の魅力に「歴史・文化」があると再確認できたため「歴史を体験できる商店街」というコンセプトとする。この再定義した魅力・コンセプトをもとに、事業計画を立案する。

### 2 専門家による面的伴走支援とは何ですか

地域の稼ぐ力の向上に向け事業計画の実効性及び消費創出効果を高めるため、地域活性化等の知見を有する専門家による定期的な事業効果の把握と助言の実施をすることです。具体的なイメージは以下の通りです。

- ・消費創出事業等に係る実施状況を把握し、次回の実施に向けた改善・助言を申請者等に対して行う。
- ・商店街内の各個店を定期的に回り、事業効果等の把握を行う。
- ・個店からの要望等に応じて、適宜、経営アドバイス等を行う。

### 3 消費創出事業とは何ですか

インバウンドを含む域外から新たな需要を取り込むために、地域資源等を活かして回遊促進事業、体験・交流事業、商品、サービス等の開発、情報発信強化を通じて、来街者の増加と当該エリア内の消費拡大を促す事業です。

### 4 滞留・交流空間整備事業とは何ですか

空き店舗の改修、空き地・歩道等の利活用、景観整備など、消費創出事業の効果を高めるために行う施設等の工事や滞留可能な空間の整備等を行う事業です。

### 5 申請した事業計画書は、どのように審査し採択を行うのですか

外部審査委員会において、募集要領 P13 ページ【5 - 2. 審査基準】に基づいて総合的な評価を行います。

## Ⅲ- ( i ) 専門家による面的伴走支援について

### 1 専門家はどのような人を選べば良いですか

募集要領 P13 ページに記載している属性の専門家に支援を依頼してください。本事業の専門家派遣に関するお問い合わせは、募集要領 P20、21 ページの【10. お問い合わせ先】までお願いいたします。

補助事業者の役員もしくは使用人または商店街等組織の加盟店の役員もしくは使用人以外の者であることが条件です。

### 2 専門家が、事業計画作成段階から伴走支援（助言等）を行った場合、交付決定前の取組であるが、要した経費（謝金等）は補助対象になりますか

事業計画作成段階における専門家の伴走支援（助言等）は補助対象経費に含まれません。ただし、事業計画作成段階から、専門家が参画している場合は、採択審査において加点措置します。

### 3 専門家の支援の回数に上限・下限はありますか

専門家の伴走支援について、明確に支援回数の要件は定めておりませんが、事業の趣

旨に則り、定期的な支援を受けるようにしてください。なお、専門家の活用方法や支援回数等については、採択審査において評価しますので、事業計画書（専門家による伴走計画）に、どのような伴走支援を専門家に御願ひするのか、支援内容等を丁寧に記載いただくよう御願ひします。

4 複数名の専門家を活用することは可能ですか

可能です。

5 専門家の「同意書」がないと対象とならないのですか

「同意書」がない場合は書類不備となり審査対象になりません。採択の審査において、どの専門家から指導・助言等を受ける予定でいるのかについては重要な情報となりますので、提出を必須としています。

なお、採択され、交付決定を受けた後に補助事業者から委嘱依頼し、これに対して応じる回答があった日を契約日とするため、同意書をもって発注をしたということにはなりません。

6 専門家は必ず有償で委嘱依頼を出す必要がありますか

地方公共団体の独自事業として専門家派遣事業等を行っている地域もあるところ、当該事業と連携しながら本事業を行うケースも想定されることから、必ずしも有償であることを要件とはしていません。

ただし、「別添Ⅱ－6－2 専門家による伴走計画書」や「別添Ⅱ－6－3 専門家による支援報告書」等の提出が必要となりますので、所定の様式に沿って作成頂くことが条件となります。

### Ⅲ-（ii）消費創出事業、滞留・交流空間整備事業について

1 消費創出事業のみの事業で申請することは可能ですか

可能です。ただし、一過性・一時的な取組ではなく、事業期間内に複数回又は長期に渡って実施される計画であること、また、専門家による面的伴走支援を受けることが条件となります。

2 事業期間内に複数回実施する消費創出事業は、全て同じ内容ではないといけませんか。

実施する消費創出事業の内容は全て同じ内容でなくても構いません。

なお、商品・サービス開発の場合、当該開発期間が長期になることも想定されるため、消

費創出事業として行う取組全てについて複数回行うことを求めているものではありません。回遊促進事業等、一定の期間設定を設けて取り組まれる事業については、一過性とならないよう、複数回実施することを前提に事業計画を練っていただくようお願いいたします。

### 3 インバウンドを対象とした事業のみが対象となるのでしょうか

域外からの新たな需要の取り込み、地域の「稼ぐ力」の向上に繋がる事業であれば、インバウンドに限らず対象となりますが、新たな需要を取り込む上でのターゲット設定（当該ターゲットを設定した経緯等含む）については、採択審査において評価します。

### 4 外国人観光客を呼び込むための「デジタルサイネージ」の設置は補助対象となりますか

「デジタルサイネージ」の設置が、消費創出につながる場合には対象となります。

### 5 広報・プロモーション事業（ホームページの作成やアプリの開発等）は補助対象になりますか

広報・プロモーション事業（ホームページの作成やアプリの開発等）が、域外から新たな需要を取り込み、来街者の増加と事業実施地域内の消費拡大を促すものである場合には対象となります。

### 6 商店街体験ツアーの開発は補助対象になりますか

商店街体験ツアーの開発を伴う事業が、域外から新たな需要を取り込み、来街者の増加と事業実施地域内の消費拡大を促すものである場合には対象となります。

### 7 景品やノベルティは補助の対象となりますか

原則として景品や参加記念品などのノベルティは補助対象外です。また、プレミアム消費券等の原資に係る費用も同様に補助対象外となります。

### 8 消費創出事業を中止した場合の準備費等は補助対象となりますか

消費創出事業等の中止当日にかかる費用（キャンセル料等）は補助対象となりません。当該事業の実施を延期した場合、事業実施費用及び中止した日程のために準備していた備品等のうち、延期して開催した日程に使用したものと考えられる費用については補助対象

となります。

9 地方公共団体所有の物件を活用することは可能ですか

地方公共団体所有の物件を活用し、滞留・交流空間整備をすることは可能です。ただし、地方公共団体に対して支払う使用料等については、補助対象外となります。

10 滞留・交流空間整備事業のみの事業で申請することは可能ですか

滞留・交流空間整備事業は、消費創出事業の効果を高めるために行う施設等の工事や滞留可能な空間の整備等事業となりますので、滞留・交流空間整備事業のみで申請することは出来ません。

11 アーケードの整備や撤去は補助対象になりますか

原則、アーケードの整備や撤去は対象外です。

#### IV 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま補助されるのですか

採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に補助金額が減額される場合があります。

2 光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料は補助対象となりますか

補助対象となりません。

3 空き店舗や施設などを取得することは可能ですか

可能です。

ただし、根抵当権が設定されている空き店舗等を取得する場合、または、当該空き店舗等の効用を増加させる財産等を整備する場合（整備する当該財産も根抵当権の対象となりうる場合）、それに係る経費は補助対象となりません。

加えて、空き店舗等の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償・地盤改良に要する経

費は対象となりません。

#### 4 空き店舗等の賃借に係る経費は補助対象となりますか

事業を実施する空き店舗等の賃借料として支払われるものであれば補助対象となります。ただし、敷金や保証金等は対象となりません。また、周辺の賃借料相場と比較して妥当な額であることが必要です。

なお、根抵当権が設定されている空き店舗等の効用を増加させる財産等を整備する場合（整備する当該財産も根抵当権の対象となりうる場合）、それに係る経費は補助対象となりません。

#### 5 土地の利用に係る経費は補助対象となりますか

事業を実施する土地の賃借料として支払われるものであれば補助対象となります。ただし、敷金や保証金等は対象となりません。また、周辺の賃借料相場と比較して妥当な額であることが必要です。

土地の取得等に係る経費は補助対象となりません。

#### 6 連携体での申請の場合、連携申請者間での受発注は補助対象となりますか

連携体での申請の場合、連携申請者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは補助対象となりません。

#### 7 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

#### 8 消費税は補助の対象となりますか

消費税は原則補助対象となりません。そのため、補助金申請額の算定にあたっては、消費税を補助対象経費から除外してください（詳しくは募集要領 P19 ページをご確認ください）。

## 9 応募申請書や交付申請書を作成する経費は補助対象となりますか

当該事業の提出書類（応募申請書や交付申請書等）の作成にかかる経費は補助対象となりません。

## V 申請手続き等について

### 1 目標数値にはどのようなものを設定するのですか

「売上高」を必ず設定してください。採択審査においては、より多くの店舗について把握可能な体制となっているか等について審査します。

また、事業完了から1年後の効果報告も求めることとしていますが、事業実施年度時と同じ店舗の売上データを集計し報告してください。

### 2 売上高を測定する店舗数はどのくらい必要ですか

商店街等を構成する半数以上の店舗（組織加入の有無は問いません）の売上の総計が必要です。なお、事業計画、効果報告等の記載にあたり、個別の店舗の売上げを特定する必要はございません。

### 3 売上高はどのように把握すれば良いですか

過去の補助事業において実際に行われた集計方法をご紹介します。匿名性を保ちつつ、多くのデータを収集できるよう工夫してください。

- ① ・個店にアンケート用紙を配布し、年間の売上高を記入した用紙を封筒に入れ封印。組合が回収。
  - ・封印のまま外部の専門家（中小企業診断士や会計士等）に渡して集計を依頼。
  - ・個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を把握。
- ② ・売上金額を記載した記入用紙（無記名）を個店から事務局に郵送。別途、事務局長に郵送した旨、メール報告。
  - ・締切後に事務局長が集計を実施。
  - ・個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を把握。
- ③ ・各個店へアンケート用紙（売上開示依頼）を配付し、無記名で売上金額を記入してもらおう。
  - ・事務局が投票箱を持参し投函してもらい、事務局担当者が集計を実施。
  - ・個店の匿名性を保った上で売上金額を報告してもらい、商店街としての売上動向を

把握。

#### 4 目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか

事業実施前の売上高を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後、交付決定の通知を受けた日の属する国の会計年度及びその年度の終了後 1 年間、事業実施効果報告を提出していただきます。目標数値を達成した場合には実施事業の成功要因等を、未達成の場合にはその要因とその後の具体的な対応策を報告していただきます。

#### 5 事業終了後の効果報告は、どのような内容／期間の報告が必要ですか

事業終了後、商店街等の売上実績（推移）等の報告が必要となります。報告は、交付決定の通知を受けた日の属する会計年度（事業実施年度分）及びその年度の終了後 1 年間（事業実施の翌年度分）の 2 回必要となります。それぞれ 1 年間の売上実績と目標数値の達成状況等を「事業実施効果報告書」に記載し、①及び②の期間までに最寄りの地方経済産業局へ提出してください。

① 事業実施年度分：令和 6 年 4 月 30 日まで

② 事業実施の翌年度分：令和 7 年 4 月 30 日まで

売上については、年度ベース（4 月～3 月）または年ベース（1 月～12 月）のどちらかを選択して集計してください。事業完了から 1 年後の効果報告も求めることとしていますが、必ず同様の手法（把握方法）で売上データを集計し報告してください。

#### 6 地方公共団体による「支援計画書」がないと申請できないのですか

本事業は地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体による「支援計画書」の提出を必須としています。「支援計画書」がない場合は書類不備となります。

#### 7 地方公共団体はどのような取組（連携支援）を行う必要がありますか

連携のイメージは以下の通りです。

- ① 消費創出事業等の実施にあたって、地方公共団体の職員が事業の企画段階から参画するような、ソフト支援。
- ② 商店街等の様々な取組内容を地方公共団体の HP、SNS 等を活用して広く周知する、広報支援。
- ③ 自治体を実施する誘客促進事業や観光行事等との連携をする、施策連携。

あくまで一例です。上記の支援に限らず様々な支援をお願いいたします。また、財政的な支援を必須とするものではありません。

#### 8 「支援計画書」は都道府県、市区町村どちらのものを提出すれば良いですか

原則、市区町村としておりますが、都道府県の「支援計画書」を提出していただいても構いません。（都道府県、市区町村どちらも提出いただく必要はなく、どちらか一方で構いません。）

市区町村を跨ぐ複数の商店街等組織による連名の申請の場合は、それぞれの商店街等組織を管轄する市区町村からの「支援計画書」が必要となります。それぞれの商店街等組織が同一の市区町村内にある場合は、市町村が作成する「支援計画書」は1つでよく、代表申請者に対し提出するよう御願いたします。

#### 9 事業計画書に記載する「商店街等を構成する店舗数」のうち「業種構成」ですが、加盟店以外は詳細を把握していないため、割合によって業種構成を記載しても良いですか

商店街を構成する店舗の業種構成については、具体的に店舗数によって記載できない場合、大まかな構成割合によって記載いただいても構いません。ただし、できる限り商店街等内の業種構成把握に努めていただきますよう御願いたします。

## VI その他

#### 1 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助対象事業は令和6年（2024年）3月29日（金）までに完了するものに限ります。

#### 2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

#### 3 事業計画作成段階から専門家の伴走支援を受けた場合のメリットはありますか。

事業計画作成段階から専門家を活用している場合は、採択の審査において加点することとします。

※事業計画作成段階の専門家活用に係る費用は補助対象経費に含まれませんのでご注意ください。

4 補助金の申請に当たり売上高以外の補助事業実施効果の検証を行う場合は、メリットはありますか。

売上高以外の補助事業実施効果の検証を行う場合は、採択の審査において加点することとします。

※売上高以外の補助事業実施効果の検証を記載頂いている場合は、交付決定の通知を受けた日の属する会計年度及びその年度の終了後 1 年間、必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

5 事業終了後、数年間にわたり実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後、交付決定の通知を受けた日の属する会計年度及びその年度の終了後 1 年間、必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上